

平成 25 年 5 月 13 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	上村
	電話 224-2923

資 料 提 供 に つ い て

1 発表事項

平成 24 年度定期監査結果及び平成 23 年度行政監査「調査研究業務の委託について」の結果に基づき取り組んだ状況（講じた措置）について

2 発表内容

平成 24 年度定期監査結果及び平成 23 年度行政監査「調査研究業務の委託について」の結果に基づいて、知事、委員会等が取り組んだ状況（講じた措置）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度に実施した定期監査※及び平成 23 年度に実施した行政監査「調査研究業務の委託について」について、知事、委員会等から、その結果に基づいて平成 25 年 3 月までに取り組んだ状況（講じた措置）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 25 年 5 月 14 日付け三重県公報に登載、公表するものです。

※ 定期監査では、各部局、地域機関など 223 箇所を対象に監査を行いました。これらの結果は、平成 24 年 11 月 2 日付け三重県公報に登載、公表しています。

また、行政監査では、各部局に対して、平成 20 年度から平成 22 年度の間を実施した調査研究業務委託に関する調査を実施し、把握した 157 件のうち 20 件を選定し、所管する県の機関を対象に監査を行いました。この結果は平成 24 年 3 月 2 日付け三重県公報に登載、公表しています。

3 取組の状況（講じた措置）

（1）定期監査にかかるもの

事業や財務の執行など、監査委員が指摘した 218 件について、「概ね対応済み」が 112 件（構成比 51.4%）、「改善に着手」が 89 件（同 40.8%）、「検討に着手」が 17 件（同 7.8%）、「検討予定」及び「取り組んでいない」に該当するものではありません。監査結果に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 92.2% となっています。

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
事業意見	1	61	5	—	—	67
財務関係意見	111	28	12	—	—	151
合計	112	89	17	—	—	218
構成比	51.4%	40.8%	7.8%	—	—	100.0

平成 24 年 10 月に公表した「平成 24 年度定期監査結果報告書」では、財務等に関し、是正・改善を求める意見数の計を 150 件としていましたが、151 件に訂正します。

(2) 行政監査にかかるもの

監査委員が「速やかに是正、改善を求める事項」として指摘した 26 件のうち、「概ね対応済み」が 24 件（構成比 92.3%）、「改善に着手」が 2 件（同 7.7%）であり、監査に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の合計）は 100.0%となっています。

● 速やかに是正、改善を求める事項

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
合計	24	2	—	—	—	26
構成比	92.3%	7.7%	—	—	—	100.0%

また、監査委員が「改善または改善についての検討を求める事項」として指摘した 14 件については、全て「概ね対応済み」であり、監査に対する改善率は 100.0%となっています。

○ 改善または改善についての検討を求める事項

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
合計	14	—	—	—	—	14
構成比	100.0%	—	—	—	—	100.0%

- (注) 概ね対応済み : 概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。
 改善に着手 : 改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
 検討に着手 : 改善に向けて検討がなされているもの。
 検討予定 : これから改善に向けて検討しようとしているもの。
 取り組んでいない : 対応する取組がなされていないもの。

※ 監査後に廃止または終了となった調査研究業務委託については、今後、新たに調査研究業務委託を実施する場合や既存の調査研究業務委託について、どのように対応するか（しているか）を考慮して評価を行っています。

※ 行政監査のうち「改善または改善についての検討を求める事項」については、速やかに是正を要する事項ではないが、より効果的・効率的な調査研究業務委託となるよう改善、検討を求めるものであり、改善、検討に要する期間を考慮する必要があることから、上記の基準に下記の基準を加えて評価を行っています。

- 概ね対応済み : 一定の方向性を見出し、改善に取り組んでいるもの。
 改善に着手 : 検討を開始し、一定の方向性を見出しているもの。
 改善に取り組んでいるものの、さらに改善に向けての検討が必要なもの。

※ 主な取組状況については、次頁以下のとおりです。

(参考) 取組状況 (講じた措置) の例

1 定期監査にかかもの

改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進</p> <p>(防災対策部)</p> <p>三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、科学的知見や教訓を生かした地域防災計画等の抜本的な見直しが必要となっている。</p> <p>また、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、社会基盤に係る事業やソフト事業等を含めた総合的な対策となる、新たな地震対策行動計画の策定が課題となっている。</p> <p>「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しや、地域防災計画を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定にあたっては、これまでの大災害で明らかとなった課題や問題点を踏まえ、国の動きを注視しながら、新たに設置した「防災・減災対策検討会議」での審議内容や関係機関等の意見を参考に、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれたい。</p>	<p>国の防災基本計画の修正や南海トラフ巨大地震対策の方向性、「防災・減災対策検討会議」をはじめとする様々な意見等を踏まえ、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の具体的な見直し作業を進めました。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」については、中間案をとりまとめました(平成25年3月21日公表)。</p> <p>三重県石油コンビナート等防災計画の一部修正の内容や今後の見直し方向及び対策の実施については、関係事業者と意見交換を行うとともに、一層の取組を要請しました。</p> <p>(P1)</p>
<p>戦略的・効果的な情報発信</p> <p>(戦略企画部)</p> <p>「県政だより みえ」や新聞・ラジオ・テレビ・ホームページ等の広報媒体を用いて、県の施策や事務事業等の県政情報の提供に努めている。</p> <p>しかし、情報通信技術等の進展に伴い県民の情報入手方法が多様化してきたことから、広報媒体の充実を図るとともに、それらの広報媒体も活用した戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。</p>	<p>県政に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため、各種広報媒体の特性を踏まえた広報活動を展開するとともに、ホームページのリニューアルやツイッターやフェイスブックの活用を図るなどインターネット広報の拡充やフリーペーパーによる県政情報の提供を行いました。</p> <p>また、平成25年2月に広聴広報の基本的な考え方の明確化と共有を図るため、「三重県広聴広報基本方針」を策定するとともに、基本方針に即した職員の実践ツールとして広聴広報ハンドブックを同年3月に作成しました。</p> <p>(P12)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>新たな行財政改革の着実な推進 (総務部)</p> <p>「みえ県民カビジョン」を着実に推進するため、平成 24 年度から 27 年度までの 4 年間を取組期間とした「三重県行財政改革取組」を 23 年度に策定した。</p> <p>この「三重県行財政改革取組」に掲げた 52 の具体的取組の目標が達成され、県民満足度の高い県政運営となるよう、ロードマップ(工程表)に基づき、着実に推進されたい。</p> <p>また、新しく構築する「政策を推進するための仕組み」及びこれを構成する仕組みについては、これまでの課題と政策や事業の評価を踏まえ、効果的・効率的な政策の推進につながるものにするるとともに、職員に広く浸透するよう周知に努められたい。</p>	<p>52 の具体的取組について、着実に目的が達成できるよう年次計画を作成し、半期ごとに実績をとりまとめ進捗確認するとともに、県議会への報告や県ホームページなどを通じて県民の皆さんへ周知しました。</p> <p>「政策を推進するための新たな仕組みの構築」では、現行の「みえ行政経営体系」の課題等を踏まえ、PDCA サイクルを活用した評価・改善を確実に計画につなげるマネジメントサイクルや、従来それぞれの仕組みで持っていた情報を一体的に運用管理する「オールインワンシステム」による効率的・効果的なマネジメントサイクルの運用などを掲げた新たな仕組み「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を構築しました。</p> <p>周知については、三重県行財政改革推進本部や同幹事会での協議等により、構築過程から職員へ情報提供するとともに、構築後においては、平成 25 年度からの運用に向け、全職員向けの説明会を 2 月に開催するなど、職員に広く浸透するよう努めました。</p> <p style="text-align: right;">(P19)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>県税の未収金対策 (総務部)</p> <p>平成 23 年度における県税等（加算金を含む）の収入未済額は約 66 億円あり、前年度に比べて約 3 億円減少（△4.5%）しているものの、依然として多額にのぼっている。</p> <p>特に、県税の収入未済額のうち 83.1%（前年度 83.8%）が個人県民税の収入未済となっており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携等を進め、税収確保に努められたい。</p> <p>また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、滞納対策の強化や関係機関等との連携をより深め、さらなる回収に努められたい。</p>	<p>個人県民税の徴収対策として、個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県と市町が連携して地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収を実施しました。</p> <p>また、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入促進について、市町と連携して取組を進めました。</p> <p>さらに、県税職員研修への市町職員の参加受入を行い、徴収技術の向上を図りました。</p> <p>その他の税目についても、「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、差押、捜索やインターネット公売などの機動的な滞納整理を行いました。</p> <p>また、「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど、実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣しました。</p> <p style="text-align: right;">(P25)</p>
<p>感染症情報システムの構築 (健康福祉部)</p> <p>感染症情報システムは、地域の感染症発生状況を監視し、早期に効果的な感染予防策や拡大防止策を講じて、感染症の集団発生を未然に防止するために有用なシステムであり、県においては、感染症対策として、県内全ての保育所、学校等が参加する感染症情報システムの構築を進めているところである。</p> <p>しかし、平成 23 年度末の参加施設割合は 86.7%にとどまっているので、全ての学校等が参加するよう、引き続き、市町教育委員会等と連携して取り組まれたい。</p>	<p>県教育委員会、市町教育委員会等と連携し、学校関係者等に対して、感染症情報システムへの参加に向けた働きかけを行いました。（保育所、学校等の参加施設割合：平成 23 年度末 86.7%→平成 24 年度末 95.4%）</p> <p>また、新たに本システムに参加した施設等に対して、円滑に感染症情報システムが運用できるよう操作説明会を開催しました。（開催回数：6 回）</p> <p style="text-align: right;">(P40)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>医療体制の整備 (健康福祉部)</p> <p>救急医療をはじめとした地域の医療体制の確保が重要な課題となっており、こうした課題の解決のため、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用し、三重県地域医療再生計画に基づき、地域医療体制の整備に取り組んでいるところである。</p> <p>当該計画の計画期間が平成 25 年度に終了することから、各事業主体と連携して、着実に整備事業を推進するとともに、救急搬送や受入が円滑に運用できるよう体制の強化を促進されたい。</p> <p>さらに、大規模災害の発生時に備え、東日本大震災を踏まえた「三重県災害医療対応マニュアル」の抜本的な見直しを行い、県内医療関係機関等と連携した災害時における医療体制の充実・強化を図られたい。</p>	<p>地域医療再生計画（平成 21 年度策定）に基づき、伊賀地域輪番 3 病院（上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院）の設備整備及び大台厚生病院と報徳病院の再編に向けた取組を促進したほか、地域医療再生計画（平成 23 年度策定）に基づき、旧桑名市民病院と旧山本総合病院の再編統合による桑名地域の二次救急医療体制の強化や紀南病院のヘリポート設置を含む病棟建替え、尾鷲総合病院の情報ネットワーク設備の整備などに支援しました。</p> <p>このほか、三重県医療審議会災害医療対策部会等の意見を踏まえて、三重県災害医療対応マニュアルについて必要な見直しを行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の総合防災訓練参加や災害看護研修など、災害時の対応について訓練・研修を行い、災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化の整備を進めました。（2 病院の耐震化が完了）</p> <p style="text-align: right;">(P44)</p>
<p>児童虐待の防止と社会的養護の推進 (健康福祉部)</p> <p>児童虐待相談件数は平成 20 年度以降年々増加しており、相談内容も複雑で深刻なものとなってきている。</p> <p>23 年度に実施した児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果を踏まえ、市町との定期的協議や市町の実情に応じた支援を行うなど、児童相談体制の強化に向けた取組をより一層推進されたい。</p> <p>さらに、このような状況の下、児童虐待の早期発見や未然防止のため、一層、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。</p>	<p>(児童虐待の防止)</p> <p>各市町との定期的協議に基づき、児童相談体制の強化・改善に向けた具体的取組目標を設定し、市町の取組を支援することにより市町の体制強化を促したほか、市町要保護児童対策地域協議会への専門的知識を有するアドバイザーの派遣により、効果的な運営や虐待事例への的確な対応につなげました。</p> <p>さらに、母子保健分野における虐待予防の研修の実施により、関係者等の意識の向上と児童福祉関係機関との連携強化につなげたほか、警察や教育委員会との連絡会議において、立入調査等の実務訓練や意見交換を実施することにより、実践的な対応の理解や各機関間の緊密な連携につなげました。</p> <p>(社会的養護の推進)</p> <p>「三重県社会的養護のあり方検討会」の開催により、各関係者が家庭的養護の推進への意識の向上を図り、取組方向について一定の理解を得たほか、児童養護施設入所児童（小学生）に対する学習支援を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P48)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>新博物館の整備と歴史的価値のある公文書の利用・引継ぎ</p> <p>(環境生活部)</p> <p>新博物館の整備については、平成 22 年 3 月に県議会において附帯決議がなされ、23 年 1 月に建設工事に着手した。</p> <p>26 年春の開館に向けて「県議会における 3 項目の附帯決議」及び「整備の前提となる 7 項目」について着実に具体的な対応策を講じられたい。</p> <p>また、新博物館は公文書館機能を兼ね備える予定であるが、開館時に公文書館機能が発揮されるよう、関係部局と連携して、地域機関からの歴史的公文書の引継ぎを進めるとともに、県民等への閲覧方法等を早期に決定し、公文書管理規程に反映されたい。</p>	<p>3 項目の附帯決議（①認知度の向上、②県産材の活用、③文化交流ゾーンの形成）、整備の前提となる 7 項目（①県費負担の削減、②広報体制強化、③外部有識者による委員会、④民間の参画による経営基盤確立⑤現博物館の解決策、⑥自然エネルギーの活用拡大、⑦金銭価値で示せない影響・効果）は各々取組を進めています。</p> <p>公文書の引継ぎについては関係課との調整を進め、本庁からの引継ぎを想定していた選別事務処理要領を改正し、地域機関からの引継ぎを要する公文書及び地域機関からの公文書の引継ぎ方法を定めるなど、遅れていた規定の整備を進めました。</p> <p>公文書の公開については、他県の先行事例を参考に、新博物館整備推進プロジェクトチームと文化振興課において県民等への閲覧方法等について検討を進めました。</p> <p>(P75)</p>
<p>P C B 未処理長期保管廃棄物等の処理に関する国等への働きかけの継続</p> <p>(環境生活部)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（P C B）未処理長期保管廃棄物については、法により平成 28 年 7 月までの処理が義務づけられているが、処理の受皿となる国指定の拠点的处理施設での処理がはかどっていない。</p> <p>これは同施設での受入体制が整っていないことがその要因であることから、国等に対して円滑な処理について継続的に働きかけを行われたい。</p>	<p>国指定の拠点的处理施設のうち、安定器等・汚染物の処理施設が整備されている北海道及び北九州の処理施設において、当該地域の理解を得ながら処理施設が未整備である豊田事業エリアの分についても、受入を要請するよう環境省に三重県から要望を行った結果、P C B 特別措置法の処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日に延長された（平成 24 年 12 月 12 日公布、施行）他、環境省において国指定の拠点的处理施設の在り方を含めた P C B 廃棄物の処理に関する方向性について検討がなされています。</p> <p>(P81)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>南部地域の活性化の推進 (地域連携部)</p> <p>県南部地域では、第一次産業の衰退や工場誘致による雇用の場の確保が難しいことなどから、若者世代の人口流出と高齢化が進行しており、「みえ県民カピジョン」において、「南部地域活性化プログラム」として取り組むこととしている。</p> <p>働く場の確保や定住促進のため地元市町等と連携しつつ、新たに設置した南部地域活性化基金事業等の活用を図り、地域資源を生かした集客交流や産業振興等の推進に取り組まれない。</p> <p>特に、東紀州地域への観光入込客数、熊野古道への来訪者については、紀伊半島大水害による影響もあり、前年度に比べ減少している。</p> <p>引き続き、地元市町や東紀州観光まちづくり公社等と連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設も活用し、集客交流の推進に努められたい。</p>	<p>基金を活用した事業計画案2件を認定するとともに、11月には、平成25年度における事業計画案の協議・認定を行いました。「移住フェア」等を東京、名古屋、大阪で開催しました。</p> <p>集落支援モデルの構築事業については、地域課題の解決に向けた取組について議論を重ねました。</p> <p>熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用して、さまざまな情報発信、企画展の開催や体験プログラムの取組等を行いました。(熊野古道センター:「世界遺産図展」等企画展や「天空の里育生町を歩く」等交流イベント、紀南中核的交流施設:「熊野古道体験ツアー」などの体験プログラムの実施)</p> <p>(P100)</p>
<p>地域活性化プランの推進 (農林水産部)</p> <p>「地域活性化プラン」については、市町や農業協同組合等と支援チームを結成し、集落や産地等の支援に取り組んだ結果、平成23年度中に県内で52の地域においてプランが策定され、さまざまな取組が開始されている。</p> <p>今後は、策定されたプランの実践を継続的に支援していくとともに、その実践成果の情報発信と実践に取り組むにあたって課題を持った地域・産地への支援を積極的に進め、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図られたい。</p>	<p>各事務所に「地域活性化プラン支援チーム」を推進対象ごとに編成し、平成23年度に策定された52プランの実践取組を支援するとともに、新たな地域においてプラン実践事例の紹介や課題設定のための座談会等を行ない、集落・産地等の今後の取組の方向性を整理することで、61か所においてプラン策定・実践を支援しました。</p> <p>初度的取組が明確となった37か所(H23策定14プラン含む)においては、その取組のスタートアップを促す試作・試行等のハンズオン支援を行うとともに、その実践成果、課題解決手法や成功要因の共有を図るため、成果発表会やホームページ等による情報発信を行いました。</p> <p>(P109)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>獣害対策</p> <p>(農林水産部)</p> <p>獣害対策については、農林水産被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施するとともに、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかし、野生鳥獣による農林水産被害は増加を続け、平成22年度においては、約7億5千万円となっており、「みえ県民力ビジョン」においても「緊急課題解決プロジェクト」の一つとして位置づけられていることから、今後も関係機関、市町と連携を図りながら、被害対策、生息管理、利活用の3つの柱を効果的に組み合わせた獣害対策を進められたい。</p>	<p>被害対策として、集落づくりの取組と連携させつつ、野生鳥獣侵入防止柵や緩衝帯の整備に対する支援を行うとともに、集落リーダーなどの人材を育成しました。また、ドロップネット(大量捕獲わな)について、企業や町等と連携し実証試験を行い、遠隔操作で捕獲できるシステムを開発・商品化しました。</p> <p>生息管理として、ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃、狩猟期間の延長などにより、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図りました。</p> <p>利活用として、シカ肉を利用したコロケカレー、クッキー、調味料、ペットフードなどの商品を開発・販売するとともに、「みえジビエ」品質・衛生マニュアルに基づく解体処理施設の整備を支援しました。</p> <p>(P113)</p>
<p>水産業・漁村のマネジメント体制の確立</p> <p>(農林水産部)</p> <p>県では、平成24年3月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援している。</p> <p>現在、計画策定中の取組や今後策定を予定している取組の中には、付加価値の向上やブランド化等、「もうかる水産業」へ向けた取組も多数みられ、これらの計画が着実に実践されていくよう、関係団体や市町等と連携して地域を支援されたい。</p> <p>さらに、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織として、漁業協同組合の経営基盤の強化が重要となっていることから、今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組み、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に努められたい。</p>	<p>昨年度に振興計画を策定した錦地区等3地区での計画の実践を支援するとともに、地域の漁業者を中心とした話し合いが進んでいる新たな10地区で、計画の策定を支援しました。</p> <p>漁協組織改革推進本部会議及び同会議専門委員会に参加し、県1漁協合併に向けた協議を進めており、平成24年5月には、全ての沿海漁協(21漁協)と県漁連、県信漁連が参加して「第1回三重県漁協合併推進協議会」が開催され、合併参加予定組織による具体的な合併協議が開始されました。</p> <p>(P115)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>障がい者雇用の促進</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>平成 23 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.51%にとどまっており、全国ワースト 2 位となっている。</p> <p>企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p>	<p>障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク等の関連機関と連携して様々な取組を実施した結果、平成 24 年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年より 0.06 ポイント改善し、1.57%で都道府県別では第 45 位となりました。</p> <p>今後も、従来の取組に加え、地域の多くの企業や県民が、障がい者の雇用促進についての理解を深めるために、産業界や労働界などと連携し、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」の創設など新たな仕組みづくりや企業等における障がい者雇用事例の情報を発信し、県民総参加での障がい者雇用を推進することとしています。</p> <p>(P154)</p>
<p>観光客満足度の向上と国内外誘客の推進</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>平成 23 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は 67.4%であり、22 年度目標の 75.0%を下回っている。「観光客満足度」の向上は誘客にとって非常に重要であることから、より具体的な調査・分析を行い対応策を検討するとともに、観光事業者、市町、県各部局等とさらに連携を進め、より魅力ある観光地づくりに取り組み「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p>さらに、国内からの観光客は 23 年中に、ほぼ 22 年並みに回復したものの、東日本大震災の影響等により、海外からの観光客数は、前年に比べ減少しているので、観光事業者、国、他府県、市町等と連携のうえ、24 年 3 月に策定された「三重県観光振興基本計画」に基づき、国内外からの誘客の取組をより一層推進されたい。</p>	<p>おもてなし向上セミナーの開催や、「(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者等とともに、研修会や情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組んだ結果、観光客実態調査の速報による県全体の「観光客総合満足度」は前年に比べて低下したが、伊勢志摩地域においては、平成 24 年度Ⅱ期には「観光客総合満足度」が 76.7%となり、平成 23 年度Ⅱ期と比べて 5.2 ポイント、平成 24 年度Ⅰ期と比べて 10.7 ポイント増加しました。</p> <p>また、三重県への内外からの誘客の取組として、平成 25 年 4 月から「三重県観光キャンペーン」を展開するため、キックオフイベント・いよいよスタートイベントの開催やキャンペーンの愛称募集を行うとともに、「日台観光サミット」の誘致などに取り組みました。なお、「日台観光サミット」については、平成 25 年 5 月の開催が決定しました。</p> <p>(P156)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>公共工事の執行、情報公開及び公文書管理の適正化</p> <p>(県土整備部)</p> <p>港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。</p> <p>今回の事案は、単なる不適正な事務処理にとどまらず、これまで積み重ねてきた三重県の公共工事に対する信頼性を大きく揺るがす重大な事案であり、再発防止策を早急に講じる必要がある。</p> <p>職員のコンプライアンス意識のさらなる向上はもとより、危機事例に対する組織内での迅速かつ的確な情報共有・意思決定、工事の各段階におけるチェック体制の構築、関係部局と連携した制度面や体制面での見直し等、組織を挙げて県民の県政に対する信頼回復に万全を期されたい。</p>	<p>(港湾改修工事再発防止対策チームの取組)</p> <p>平成 24 年 9 月に「港湾改修工事再発防止対策チーム」を設置しました。</p> <p>国の補助金を受けた公共工事に関する情報公開及び事故繰越につき、12 月までにすべての再点検を実施するとともに、再発防止策をとりまとめました。</p> <p>(県土整備部の取組)</p> <p>コンプライアンス・危機意識向上研修に、すべての管理職員が参加するとともに、全所属・全職員を対象に対話型伝達研修を実施しました。その他、部長と事務所職員の意見交換を行いました。</p> <p>チェック体制構築に向け、公共工事の各段階における部内協議や意思決定の明確化、審査の徹底、手続きの厳格化、外部視点によるチェックの実施などを行いました。</p> <p>文書主任及び情報公開・個人情報保護制度推進員研修を関係職員すべてが受講し、全所属において伝達研修を実施しました。</p> <p>今後、同様の事案を二度と起こさないよう、組織を挙げて「再発防止策」に着実に取り組むとともに、工事の適正な執行等に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(P171)</p>

土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定

(県土整備部)

土砂災害警戒区域等の指定について、平成 23 年度は松阪市で 131 箇所、24 年 4 月に伊賀市の 100 箇所の区域指定を行った。これで県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 757 箇所となり、そのうち、土砂災害特別警戒区域の指定は 604 箇所となった。

しかし、三重県の区域指定状況は全国に比べ遅れている状況にあり、区域指定の前提となる基礎調査の予算を 22 年度から大幅に増額し、区域指定に向け取り組んでいるところである。

今後も引き続き、基礎調査を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域等を明らかにし、その基礎調査結果について広く地区住民等の理解を得て、速やかに区域指定を実施されたい。

8 市町、約 550 箇所において基礎調査を実施しました。また、1 町、3 市において土砂災害警戒区域 436 箇所と土砂災害特別警戒区域 442 箇所を新たに指定しました。

地元説明会等が円滑に進むように、建設事務所担当者が統一した見解が示せる「Q&A」を策定するとともに、市町の理解・協力を一層得られるよう、市町担当者に対し、建設事務所もしくは市町単位で勉強会を開催しました。

(P175)

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>物品の適正管理 (出納局)</p> <p>物品の金品亡失(損傷)について、平成23年度は247件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと187件の発生と、依然として多い状況である。</p> <p>引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p>	<p>出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>年度の初めに総務部長及び出納局長の連名で、各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行うとともに、出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、金品亡失(損傷)の状況などの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <p>平成24年6月からは文書指導を行う対象範囲を県の損害額30万円以上から10万円以上の案件に拡大しました。(平成24年度:文書指導22件)</p> <p>平成24年11月までの金品亡失(損傷)の発生状況を踏まえて、平成25年1月、各所属に対して、金品の適正な管理について再度周知徹底しました。また、同年2月には、金品亡失の未然防止にかかる各所属の取組についての照会を行い、全庁的に当該取組の情報共有を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P207)</p>
<p>施設の計画的な改修と危機管理能力の向上 (企業庁)</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、一部の水道・工業用水道施設の老朽劣化が進んでいる。</p> <p>水道・工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。</p> <p>震災、風水害、事故等の緊急事態に備えた訓練や研修についても引き続き積極的に実施し、危機管理マニュアル等の有効性の確認等、危機管理能力のさらなる向上に努められたい。</p>	<p>施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良を実施しています。</p> <p>平成25年度から26年度に施工予定であった沼木水管橋耐震補強工事を前倒しして実施しました。</p> <p>緊急事態に備えた研修や訓練については、トラブル対応研修、災害対応訓練を実施するとともに、勤務時間外の大規模地震の発生、情報通信設備の広範な被災等を想定した内容で、全所属同時に実施する実践的な企業庁非常参集訓練を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(P215)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>平成 23 年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>(病院事業庁)</p> <p>平成 23 年度の病院事業会計の収益的収支における総収支は、約 29 億 4,701 万円の純損失となっており、前年度に比べ約 23 億 9,217 万円、赤字額は増加している。</p> <p>病院事業庁においては、公営企業として、こころの医療センター及び一志病院の経営改善に向け、中期経営計画における「平成 24 年度年度計画」の病院の収支改善等に関して設定された目標が達成できるよう、病院の支援等の取組を積極的に進められたい。</p> <p>また、24 年度は中期経営計画の最終年度であり、県立病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するために、県立病院改革の動向を踏まえつつ、複数年を見据えた新たな経営計画を策定されたい。</p> <p>なお、各病院の留意事項については、次のとおりである。</p>	<p>それぞれの病院の経営健全化が図られるよう、収支改善、資金確保などに努めました。</p> <p>平成 24 年度決算においては、こころの医療センターは 8 年連続の経常黒字を確保できる見込みですが、一志病院は主に入院患者の減少により経常赤字になる見込みです。</p> <p>平成 25 年 3 月に「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25～27 年度）」を策定・公表しました。</p>
<p>ア 総合医療センター</p> <p>平成 24 年 4 月から地方独立行政法人化したところであるが、所管する健康福祉部と連携しながら、法人化のメリットを生かすことにより、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応できるよう期待する。</p>	<p>法人化のメリットを効果的・効率的に活用し、県民に対して質の高い医療を提供してまいりました。</p> <p>地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターなどの政策的な役割・機能を担うため、「内視鏡センター」及び「周産期母子センター」の拡充整備に努め、それぞれ、平成 25 年 3 月、4 月から稼働しています。</p> <p>(平成 24 年度から健康福祉部が所管)</p>
<p>イ こころの医療センター</p> <p>病院機能の再編検討の結果策定された外来・相談機能の整備等の取組を着実に進めることで、地域生活支援体制を強化するとともに、救急・急性期医療等を推進し、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図られたい。</p>	<p>増加する外来患者への対応が急務であることから、外来患者受入システムを見直し、初診外来予約制を導入するとともに、リハビリ 4 病棟について、機能の明確化を図るための見直しを行い、3 病棟体制に移行しました。</p> <p>入院医療から地域生活支援といった流れを支えるシステムとして有効なアウトリーチサービスやデイケア・作業療法のプログラムなどについての検討を開始しました。</p> <p>こうした取組の結果、収支面においても、平成 23 年度に引き続き、経常収支の黒字が達成できる見込みです。</p>

<p>ウ 一志病院</p> <p>当分の間、県立県営で運営を行うこととされており、引き続き、家庭医療を提供するとともに、訪問診療・訪問看護の充実等、地域の医療ニーズに対応されたい。</p> <p>また、過疎化・高齢化が進むなか、さらに在宅医療の支援や予防医療に取り組むとともに、総合医（家庭医）の育成拠点として整備し医師の育成を図るなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域医療の推進に努められたい。</p>	<p>家庭医の育成について、研修医や医学生を積極的に受け入れ、三重大学の協力も得ながら実践的な研修を実施しました。また、家庭医育成拠点として院内に宿泊可能な研修施設の整備を進めました。</p> <p>さらに常勤の家庭医の増員により家庭医育成の指導體制を強化するとともに、寄附講座の取組を研修内容に取り込むなどした結果、研修内容を充実させることができました。</p> <p>地域の医療ニーズへの対応について、訪問看護を担当する職員の人員体制を強化し積極的に取り組んだ結果、訪問看護の件数を増加させることができました。また、訪問診療、訪問リハビリテーションも地域に徐々に浸透してきており、それぞれ件数を増加させることができました。</p>
<p>エ 志摩病院</p> <p>平成 24 年度から導入した指定管理者制度の特性を生かして、医師確保と運営体制の改善を図れるよう、病院事業庁においては、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を把握・評価しながら、指定管理者と連携しつつ、地域医療の確保・推進に努められたい。</p>	<p>指定管理者制度移行後は、管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」を設置し、7月と11月に開催するとともに、指定管理者から提出される業務報告等により、管理業務の実施状況の確認等や具体的事項について協議・調整を行いました。</p> <p>また、地域の皆さんの意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の懇談会の実施や、志摩地域における諸課題に対応していくため、医療関係機関との実務レベルでの会議を開催しました。</p> <p>これらを通じて指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めました。</p> <p>常勤医師について、移行直前の 21 人から小児科常勤医師の配置などにより、平成 24 年度末で 26 人体制となっています。また、7 月からはこれまで医師不足のため閉鎖してきた病棟を 1 棟再開するなど、順調に診療体制の回復が図られています。救急診療については、救急・総合診療科を設置して体制を再構築した結果、志摩広域消防管内の救急患者の受入数が伊勢赤十字病院を逆転するなど成果が上がっており、運営状況は着実に改善しつつあります。</p> <p style="text-align: right;">(P225)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>学校における防災教育・防災対策の推進 (教育委員会事務局)</p> <p>各学校においては、平成 23 年 12 月に策定された「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について〈指針〉」等を踏まえた防災教育・防災対策が進められているところである。</p> <p>しかし、保護者への学校の防災に関する計画（危機管理マニュアル等）の内容の周知や体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組等、取組状況が十分でないものが見受けられることから、引き続き市町等教育委員会など関係機関等とも連携し、防災教育・防災対策に取り組まれない。</p>	<p>県立学校長会、市町等教育長会議及び小中学校校長会において、学校の防災に関する計画（危機管理マニュアル等）の内容の周知等、指針に基づく取組を要請しました。</p> <p>また、年間を通して、体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組、防災講話等の学校の取組を支援しました。</p> <p style="text-align: right;">(P247)</p>
<p>学力及び体力の向上 (教育委員会事務局)</p> <p>平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査で全国平均を下回る状況が続いており、平日に全く読書をしない県内児童生徒の割合も横ばいの状況であった。</p> <p>また、「平成 23 年度三重県児童生徒の体力・運動能力調査」及び「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、県内児童生徒の体力状況が全国と比較し低い結果であった。</p> <p>このため、当該調査結果を分析し課題等を整理したうえで、他県の先進的な取組等も参考にして、教員の授業力の向上を図るとともに、市町等教育委員会など関係機関とも協力連携して、読書活動の推進も含めた学力及び体力の向上のため具体的に取り組まれない。</p>	<p>学力の向上を図るため、「学力向上アドバイザー」の実践推進校への派遣による指導・助言、「地域別学力向上推進会議」等での福井県の先進的な取組紹介等、「三重県教育研究指定校等合同発表会」での研究の内容・成果等の発表や情報交換、さらには、授業や家庭学習で活用できる「ワークシート」のホームページからの配信等を行いました。</p> <p>なお、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動」をスタートしています。</p> <p>子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析により、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を県内の小中学校へ提供しました。</p> <p>読書環境の整備を行うため、小中学校に学校図書館環境整備推進員を配置し、学校図書館の計画的な整備をモデル的に取り組みました。</p> <p>教職経験の異なる教員が研修班を構成し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによって授業改善を図る（「授業実践研修」）とともに、授業研究を校内で推進する役割を担う中堅教員の育成（「授業研究担当者育成研修」）に努めました。</p> <p style="text-align: right;">(P254)</p>

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進</p> <p>(教育委員会事務局)</p> <p>平成23年度のいじめの認知件数は245件(前年度:340件)、不登校児童生徒数は2,504人(前年度:2,562人)と前年度より減少しているものの、暴力行為の件数は785件(前年度:686件)となっており、前年度よりも増加している。</p> <p>生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置を行い、保護者や関係機関と協力連携のうえ、未然防止、早期発見・対応の取組を一層推進されたい。</p>	<p>教員を対象に、問題行動への初期対応を中心とした講座(小・中・高ともに年間1回)を開催し、また、生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」の派遣を実施しました。</p> <p>また、スクールカウンセラーをこれまでの配置方法に加え、中学校区15校において、校区内の小中学校に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の教育相談体制の連携を図りました。なお、平成25年度には県内の全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、公立小学校の65.2%にあたる255校に、県立高等学校の62.1%にあたる36校に配置する予定です。</p> <p>(P260)</p>

検討に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>J R 名松線の輸送体制 (地域連携部)</p> <p>平成 21 年 10 月の台風により J R 名松線が被災し、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、J R 東海、津市及び県は、23 年 5 月に鉄道による全線復旧に向けた協定を締結した。</p> <p>対策工事の早期完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元市や関係機関等も交えて速やかに検討されたい。</p>	<p>J R 東海と津市とともに、復旧対策事業全体について打合せを定期的に行ったほか、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた今後の対応について、津市と協議しました。</p> <p>運行再開後の旅客乗車人数確保に向け、引き続き津市等と連携し、利用促進について検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(P98)</p>
<p>犯罪の抑止と検挙率の向上 (警察本部)</p> <p>平成 23 年の刑法犯認知件数は 22,215 件で、前年に比べて 1,210 件、5.2%減少し、また、同年の刑法犯検挙率は 32.4%で、前年の 27.7%から 4.7 ポイント上昇するなど、一定の改善が見受けられる。</p> <p>しかし、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たず、23 年の街頭犯罪等の検挙率は 35.2%で、前年の 40.8%から 5.6 ポイント低下し、また、23 年の凶悪犯の検挙率は 71.6%で、前年の 80.7%から 9.1 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会に向け、今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、防犯機器の充実を図るなどして、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 24 年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進 管内の犯罪発生情勢をきめ細かく分析し、県民が不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、犯罪発生情報等を積極的に提供するなどして、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図りました。 2. 学習塾安全サポート・ポリスネットの構築 県内の大手学習塾が独自に構築するネットワークを活用し、子どもの保護者等に不審者情報等を提供するなどして、子ども等が犯罪被害に遭いにくい環境を創出しました。 3. 街頭緊急警報装置の設置 街頭犯罪や声掛け事案が多く発生する桑名駅前地区と富田・富洲原地区に防犯機器である街頭緊急警報装置を 3 基ずつ設置しました。 <p style="text-align: right;">(P292)</p>

2 行政監査にかかるもの

● 速やかに是正、改善を求める事項

概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>着眼点別の意見</p> <p>契約事務手続きについて (出納局)</p> <p>契約事務手続きにおいて、執行伺い決裁後の出納局の事前検査を受けなかったもの、契約書に定めた期限内に委託料の支払いや完成検査を実施していないものなど、不適切な事案が多数見受けられた。</p> <p>今後は、契約事務も含めた会計事務全般についての研修の充実、ミスが起りやすいものについて職員への周知等とともに、内部のチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。</p>	<p>契約事務については、これまで専門研修として半日単位の研修を実施していましたが、平成24年度には内容を充実させ、1日通しの研修として延べ2回実施し、多くの出席者を得ることができました。</p> <p>事前検査の漏れについては、各所属に対して事後検査において確認・指導を行いました。また、事前検査後の事務処理で誤りやすいものについて、「事前検査後の事務処理のチェックリスト」を作成・配付して周知を行いました。</p> <p>この結果、契約事務を含む平成24年度の指導件数は、前年度から大幅に減少しました。</p> <p style="text-align: right;">(P4)</p>

改善に着手

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>着眼点別の意見</p> <p>成果の共有について (戦略企画部)</p> <p>調査研究成果の情報共有の範囲が、所管部局と密接に関連する部局にとどまっていた。</p> <p>今後は、各部局に蓄積されている成果や得られたノウハウ等をより有効に活用できるように、全庁的に把握・共有できる仕組みの構築について検討されたい。</p>	<p>電子ロッカーを利用して、調査研究成果等を全庁的に共有する仕組みを構築し、情報の共有を図っています。(現在、各部局が実施した過去3か年分の調査研究データ登録済。)</p> <p>今後は、調査研究のデータの適正な登録を促すとともに、本仕組みの利活用方法を全職員に十分に浸透させ、持続的かつ有効的な仕組みとなるように努めます。</p> <p style="text-align: right;">(P3)</p>

○ 改善または改善についての検討を求める事項

概ね対応済み

監査意見の概要	講じた措置(対応状況)の概要
<p>委託業務別の意見</p> <p>伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務 三重県海岸漂着物実態調査委託業務 (環境生活部)</p> <p>成果の利活用について 当該調査研究の成果を活用して、策定中の「三重県海岸漂着物対策推進計画」に、具体的で実効性の高い対策を盛り込むとともに、伊勢湾に流入する流域全体で海岸漂着物の処理の推進及び発生抑制対策を講じる必要があることから、県内だけでなく国や他県等の関係自治体など多様な主体と情報を共有し、協力体制を構築して環境保全活動をさらに活性化されたい。</p>	<p>調査結果を基に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を平成24年3月に策定し、多量のごみが漂着する鳥羽市と志摩市(一部)を県独自に重点区域としました。また、発生抑制には三重県だけでなく愛知県、岐阜県及び名古屋市とも連携して取り組む必要があるため、平成24年4月、東海三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会に海岸漂着物対策検討会を設置しました。</p> <p>さらに、海岸漂着物対策検討会の活動として、平成24年10月に、東海三県一市の環境保全団体との意見交換会を開催した他、平成24年6月及び9月には、答志島奈佐の浜清掃活動に参加するなど、環境保全団体との連携を強化しました。</p> <p>(P16)</p>
<p>委託業務別の意見</p> <p>漁業・漁村振興調査業務委託 (農林水産部)</p> <p>成果の利活用について 当該調査研究の成果も活用して、「みえ県民カビジョン」等の上位計画にも留意し、必要な調整を行いながら、「三重県水産業・漁村振興指針」の策定を進め、新たな水産振興施策の展開を図られたい。</p>	<p>当該調査結果を利用し、平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定しました。今後は策定した指針を活用し、新たな水産振興施策の展開に取り組みます。</p> <p>(P18)</p>